

## 製品安全における規格化の動向について

### ～ISO ガイド 50 が JIS 化されたあとの動きに着目して～

#### はじめに

本原稿は、ACAP 研究所ジャーナル No.11 に投稿した原稿をもとに作成した。

2016 年 12 月に、ISO/IEC Guide50「安全側面－規格及びその他の仕様書における子どもの安全指針（以下、ガイド 50）」という国際規格が日本工業規格（JIS Z8050）として発行された。ガイド 50 は約 30 年前につくられたものだが、30 年目にして初めて JIS 化された。このガイド 50 の発行をうけて、子どもの安全に関する規格の開発・発行が相次いでいる。以下に、2017 年度の動向をまとめる。

#### 1. 消費者委員会の発信 ～共通規格と個別規格～

2017 年 6 月 27 日に行われた第 250 回消費者委員会本会議<sup>i</sup>では、3 つ目の議案に「JIS Z8050 安全側面－規格及びその他の仕様書における子どもの安全の指針」が取り上げられ、経済産業省産業技術環境局国際標準課が報告を行っている。JIS Z8050 の制定経緯、その意義、具体的な内容を説明したあと、今後について「JIS Z8050 の普及啓発を図ると共に製品横断的な共通規格と個別の製品・試験方法規格の開発を実施」と記し、報告を終えている。以下、共通規格と個別規格について、具体的にどのような規格の開発を行ったのかをまとめる。

#### 【共通規格】

製品横断的な共通規格とは、具体的には 2017 年 12 月 20 日に制定された「JIS Z8150 子どもの安全性－設計・開発のための一般原則」が該当する。日本工業標準調査会<sup>ii</sup>での資料によると、JIS Z8050 はあくまで規格作成の指針であるため、子どもの安全に配慮した製品の設計・開発を行うための具体的な手順を定めた規格として JIS Z8150 が策定された<sup>iii</sup>。

また、JIS Z8050 も JIS Z8150 も、具体的な試験方法や安全基準が定められているものではない。そこで、特に乳幼児製品で多い指はさみの事故に着目した「乳幼児製品の共通試験方法－隙間・開口部による身体挟み込みに関する JIS」の開発が 2017 年度から 3 か年で取り組まれている。

#### 【個別規格】

個別の製品・試験方法規格とは、子どもの事故が起きている特定の商品に関する安全規格を意味する。具体的には、次の 5 つの製品について JIS 制定、改正、開発の動きがあった。

##### ① ブラインドのひも（JISA4811）：2017 年 12 月 20 日制定

ブラインド等のひもの安全対策については、東京都商品等安全対策協議会（平成 25 年度）のテーマに取り上げられ、乳児の死亡事故が明らかになる等大きく報道された。その後、安全規格づくりが検討され、制定されたのが JISA4811「家庭用室内ブラインドに附属するコードの要求事項－子どもの安全性」<sup>iv</sup>である。

② 筆記具等のキャップ(JIS S6060) : 2017 年 12 月 20 日改正

1996 年に制定された JIS S6060「14 歳までの子供用の筆記・マーキング用具のキャップ—安全要件」は、対応国際規格(ISO 11540:1993)の改正に伴い、整合性を図るために改正され、JIS S6060「筆記及びマーキング用具—窒息のリスクを軽減するためのキャップ仕様」となった。

今回の改正のポイントは、適用範囲がこれまで「14 歳までの子供用に限定されていた」が、「14 歳までの子供の使用が大いに想定されるもの」に拡大されたことである。適用範囲の変更に伴い、適用対象とそうでないものが不明確なため、国内の実情に合わせて「適用外」のものを附属書 JA に例示している。

③ CR ライター(JIS S4803) : 2018 年 3 月 20 日改正

たばこライター及び多目的ライターの点火操作を幼児が簡単にできないチャイルドレジスタンス機能(CR 機能)を規定した JIS S4803「たばこライター及び多目的ライター—操作力による幼児対策(チャイルドレジスタンス機能)安全仕様」は 2010 年に制定された。関連法の改正により CR 機能つきライターが普及したが、着火に力を要し使いにくい等の声もあがった。そこで、幼児の安全性を確保しつつ、高齢者や女性等にも使いやすい基準を定めるとともに、再現性の高い試験方法への変更やライター区分の明確化等、使用実態に即した JIS に改正がなされた。

④ 子ども服のひも(TS L 4128) : 2018 年 4 月 20 日制定

2015 年 12 月に、子ども服のひもに起因する事故の未然防止を図るために JIS L4129「子ども用衣料の安全性—子ども用衣料に附属するひもの要求事項」が制定され、より安全性を考慮した子ども服の流通が求められた。いっぽうで、デザイン性も重視される衣料においてはどこからが安全でどこからが JIS に接触するのか線引きが難しいため、安全な子ども用衣料を作るための設計指針を明確にすることが JIS L4129 制定当初からの課題であった。

TS L 4128「子ども用衣料の安全性—子ども用衣料に附属するひもの安全性に関する手引」は、子ども服の製造業者が JIS L 4129 に適合する衣料をデザイン、設計及び製造する際に利用可能な設計指針として作成された標準仕様書(TS)<sup>vi</sup>として制定された。

⑤ 収納家具と子どもの安全 : 2017~2019 年度に JIS 開発

アメリカ等の諸外国における収納家具の転倒による子どもの重大事故報告をうけ、日本でも消費者庁が調査したところ同様の事故が発生していることが確認された。日本では収納家具の規格はあるが、子どもの安全に配慮されたものではないため、「収納家具類の安定性(転倒)試験方法—子どもの安全性に関する JIS 原案作成委員会」が 2017 年度に発足し、2018 年 2 月に第 1 回委員会が開催された。なお、当委員会には ACAP 研究所来島所長と著者が委員として参加している。

## 2. 3Eアプローチと3Iアプローチ

事故は予防が可能で、傷害予防は、Engineering（製品・環境改善）、Education（教育）、Enforcement（法整備）の3つの側面（3E）からのアプローチが重要であるとされている（図1）。

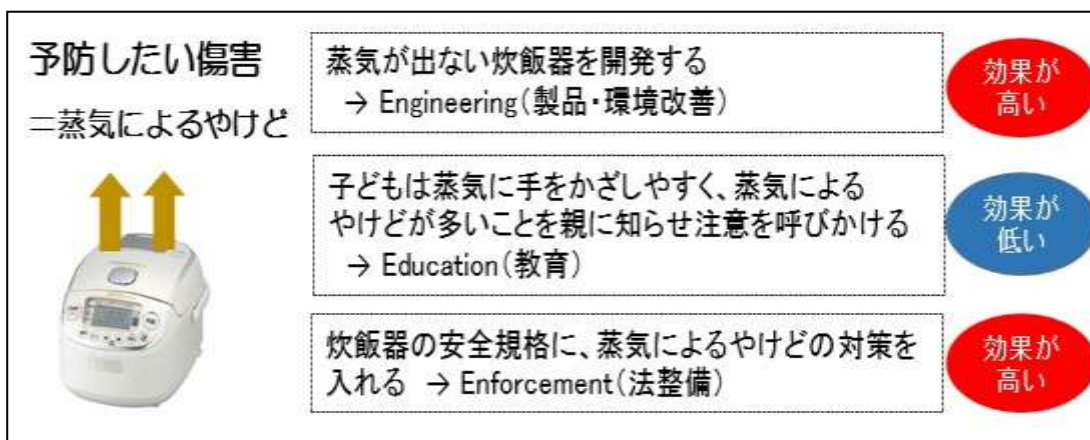


図1 3Eアプローチのイメージ図

～炊飯器の蒸気によるやけどの予防活動を例に～（筆者作成）

このなかで、法整備は最も効果がある方法で、JIS等の安全規格の制定や改正はEnforcement（法整備）の取り組みに該当する。JISのほか、ベビーカーのSG基準（CPSA 0001）は2017年4月に、乳幼児ハイチェアのSG基準（CPSA0029）は同年5月に改正された等の動きもある。子どもの事故は保護者の責任と見られる風潮は根強いが、製品事故発生をうけて行政が注意喚起を出し、安全規格・基準の見直しや制定へとつながる動きが明確である。

なお、Education（教育）の取り組みに該当する消費者啓発では、消費者庁が2016年度に「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」を発足させ、関係府省庁が緊密に連携して取組を推進する体制をつくり、2017年度に初めて「子どもの事故防止週間（5月22日～5月28日）」を実施した。『子どもの事故防止ハンドブック』や動画「窒息事故から子どもを守る」を公開するなど、様々な方法で子どもの事故予防に関する情報を提供している。

このように事故予防への効果が期待できる3Eアプローチに対峙する形で、小児科医で事故による傷害予防に長年取り組む山中龍宏氏は「効果のない傷害予防（3I）」について指摘している<sup>vii</sup>。山中氏によると、校長や園長らを処罰する等個人の責任（Individual）にすること、事故を見守りや注意で防止しようとする非科学的で無理（Impossible）な傷害予防、周知徹底や謝罪といったその場しのぎ的対応（Instant）は、傷害予防上は効果のないアプローチ（Ineffectiveなアプローチ）で、3Iとはアルファベットの頭文字をとって名づけたとのこと。かつてであれば、3I的な対応で問題がなかったかもしれないが、今後は3E的な対応でなければ社会的な責任は果たせなくなっているといっても過言ではないだろう。

### おわりに

1月に、子どもがドラム式洗濯機のなかに入って閉じ込められる事故が起きた。以前にも同様の事故が起きており、3月末にはドラム式洗濯機の技術基準の改訂について経済産業省が発信して

いる。この例に限らず、事故に対する対応のスピードは速まっており、とくに 2 回目以降の再発事故に対する目は厳しい。ISO/IEC ガイド 51「安全側面～規格への導入指針」(JIS Z. 8051)には、「受け入れ不可能なリスクの水準は、社会が決める変動的なもの」と記されているが、本稿で紹介した子どもの安全規格の動向は社会的な安全感度のバロメーターの一つとなりうる。子ども向けの商品・サービスを提供する企業や団体の責任者、安全管理部門の担当者は、事故情報と合わせて、安全規格の開発状況についても情報収集することをお勧めしたい。

---

<sup>i</sup> <http://www.cao.go.jp/consumer/iinkai/2017/250/shiryou/index.html> から配布資料は閲覧できる。

<sup>ii</sup> 日本工業標準調査会第一標準部会消費生活技術専門委員会第 11 回(2017 年 10 月 18 日)。

<sup>iii</sup> <http://www.jisc.go.jp/app/jis/general/GnrRoundList?toGnrDistributedDocumentList> から配布資料は閲覧できる。

<sup>iv</sup> 詳細は 2017 年 12 月 20 日付け経済産業省ニュースリリース参照。

<sup>v</sup> 詳細は 2018 年 3 月 20 日付け経済産業省ニュースリリース参照。

<sup>vi</sup> TS(標準仕様書、Technical Specification)とは、JIS 制定へのコンセンサスがまだ十分に得られなかったが、将来 JIS 制定の可能性があると判断され公表するもの。

<sup>vii</sup> <https://news.yahoo.co.jp/byline/yamanakatatsuhiko/20180101-00079966/> より引用。